

平成 26 年 10 月に会員向けにお知らせしたものを、お知らせ以降の状況を踏まえて加筆・更新（テキスト発行等）した上で、主要な部分を抜粋しました。

## 平成 28 年度以降の資格試験（年金コース）の改正について

### 1. 見直しの背景

当会資格試験の専門科目（年金コース）は、平成元年の改正によって導入され、現在に至っています。この間、年金制度をとりまく環境や年金ビジネスは著しい変貌を遂げ、年金アクチュアリー業務の内容、および年金アクチュアリーが所属する業態が変化しているのはご存じのとおりです。

平成 25 年 6 月には「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（以下、「健全化法」）が成立し、平成 26 年 4 月に施行されました<sup>1</sup>。この法律によって、年金アクチュアリー業務は大きな影響を受けることが予想されます。当会では、これを機に年金ビジネスの変貌やこれからの年金アクチュアリーの在り方に留意しつつ、資格試験（年金コース）の見直しに取り組むことが妥当と判断しました。

### 2. 改正内容

#### （1）前提

今回の改正は、年金分野の環境変化に伴うものですので、見直しの範囲を専門科目（年金コース）に限ることとしました。従って、基礎科目および年金コース以外の専門科目への影響はありません。また、年金コース以外の専門科目との平仄確保の観点から、現在の専門科目 2 科目体制は変更しないこととし、科目名の変更も行いません。

#### （2）試験内容

##### ①試験範囲

今回の改正では、まず、厚生年金基金制度の取扱いが焦点になります。新試験制度では、厚生年金基金制度は試験範囲に含めます。ただし、同制度を必須分野とはしません<sup>2</sup>。

次に、公的年金制度に関する見識を高めることは企業年金制度を中心的業務とするアクチュアリーにとっても有意義なことであるとの認識の下、公的年金制度の出題を

<sup>1</sup> 衆議院の付帯決議により、附則第 2 条第 1 項として「政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して 10 年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。」が追加されました。

<sup>2</sup> 例えば、1 つの設定問で厚生年金基金制度の問題と他の分野の問題とのいずれかを選択して回答する方法等を想定しています。

充実させることとします。合わせて、中退共制度等の周辺制度を試験範囲に含めることとします。

また、年金アクチュアリー業務における企業会計関連の業務の割合が増加しており、同時に同分野の国際化を意識する必要があるとの認識の下、日本の「退職給付に関する会計基準」を中心とした会計分野の出題を充実させるとともに、国際会計基準における同分野を試験範囲に含めることとしました。

## ②年金1と年金2の仕分け

現行の制度別の仕分けを廃止し、年金1が数理業務を行う上で必要な制度の知識（設計・税務）、年金2が数理業務を中心とした制度の運営（財政・退職給付会計）という仕分けにします。

現行の制度別の仕分けは、健全化法による改正のように、特定の制度に大幅な改変があると都度見直しが必要になるという難点があります。また、制度を跨る問題が出題しづらいという問題もあります。加えて、商品と会計・決算とに仕分けられている生損保のコースとの平仄を考慮する必要があるとの考えから、上記の変更が妥当と判断しました。

なお、制度の知識（設計・税務）と制度の運営（財政・退職給付会計）とは相互に関係し合います。従って、一方の科目の受験に他方の科目の知識が不要ということではありませんので、ご注意ください。

この結果、新試験制度の試験内容は以下のとおりとなります<sup>3</sup>。

### 年金1

		現行	改正
内容		確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度並びに年金関係税務・会計	公的年金制度及び各種退職給付制度の設計・税務
	詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の設計・財政・運営</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の設計・財政・運営に係る内容は年金1（但し、年金2の範囲を除く）         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職金制度、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の税務・会計（退職給付会計を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金制度（国民年金、厚生年金保険）の設計</li> <li>・確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び厚生年金基金制度の設計</li> <li>・退職金制度、中小企業退職金共済制度等</li> <li>・公的年金制度（国民年金、厚生年金保険）及び各種退職給付制度の税務</li> </ul>

<sup>3</sup> 資格試験要領における試験内容と詳細の体裁をとっていますが、「詳細」については試験実施の各年度において決定され公開されることになるため、変更となることがあります。

## 年金 2

	現行	改正
内容	公的年金制度及び厚生年金基金制度	公的年金制度及び企業年金制度の財政並びに退職給付会計
詳細	<ul style="list-style-type: none"><li>・公的年金制度（厚生年金と国民年金等）</li><li>・厚生年金基金の目的ならびに設立と運営</li><li>・厚生年金基金の制度設計と財政</li><li>・厚生年金基金の業務委託</li><li>・厚生年金基金制度からの確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度への移行</li><li>・企業年金連合会の目的・事業</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公的年金制度（国民年金、厚生年金保険）の財政</li><li>・確定給付企業年金制度及び厚生年金基金制度の財政</li><li>・退職給付会計（国際会計基準を含む）</li></ul>

また、末尾に改正内容をイメージ図にしたものを掲載しましたので、参考にして下さい。

### （3）読替え規定

既合格科目の読替えにあたっては、年金 1、年金 2 のいずれか一方に合格している者は年金数理業務の前提となる制度の知識を習得しているものとみなして（新）年金 1 に合格しているものと扱い、年金数理業務の中心である（新）年金 2 を課すという整理にします。なお、以前に科目「経営」に合格し、現行の読替え規定によって年金 1 及び年金 2 に合格したものとみなされた者は、（新）年金 1 及び（新）年金 2 に合格したものととして取り扱います。

### （4）改正時期

平成 28 年度の資格試験から改正することとします。

## 3. 今後の予定

### （1）テキスト「年金」の改訂

テキスト「年金」は、現状の制度別分冊の構成を維持しつつ、今回の改正を踏まえて改訂・更新する予定です。新テキストは、平成 28 年 1 月発行の予定です。

（予定どおり、平成 28 年 1 月に発行しました）

### （2）改正後の試験のサンプル公開

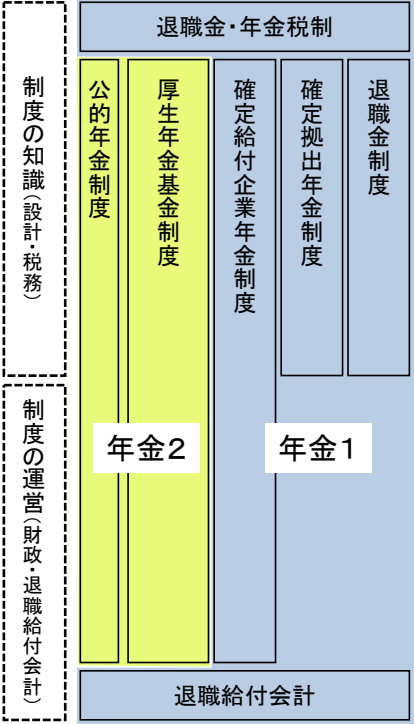
改正内容について会員の理解を助けるため、（新）年金 1、（新）年金 2 の試験問題のサンプルを事前に公開する予定としています。

（今回、予定どおり、公表します）

以上

# 改正のイメージ

【現行】



【改正】

